

改正後	改正前
<p>（営業保証金又は弁済業務保証金に充てることができる有価証券の価額）</p> <p>第十五条 法第二十五条第三項（法第二十六条第二項、第二十八条第三項、第二十九条第二項、第六十四条の七第三項及び第六十四条の八第四項において準用する場合を含む。）の規定により有価証券を営業保証金又は弁済業務保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 国債証券（その権利の帰属が社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。次条において同じ。）については、その額面金額（その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものにあつては、振替口座簿に記載又は記録された金額。）</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（営業保証金又は弁済業務保証金に充てることができる有価証券）</p> <p>第十五条の二 法第二十五条第三項（法第二十六条第二項、第二十八条第三項、第二十九条第二項、第六十四条の七第三項及び第六十四条の八第四項において準用する場合を含む。）に規定する国土交通省令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、国土交通大臣が指定した社債券</p>	<p>（営業保証金又は弁済業務保証金に充てることができる有価証券の価額）</p> <p>第十五条 法第二十五条第三項（法第二十六条第二項、第二十八条第三項、第二十九条第二項、第六十四条の七第三項及び第六十四条の八第四項において準用する場合を含む。）の規定により有価証券を営業保証金又は弁済業務保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 国債証券については、その額面金額</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（営業保証金又は弁済業務保証金に充てることができる有価証券）</p> <p>第十五条の二 法第二十五条第三項（法第二十六条第二項、第二十八条第三項、第二十九条第二項、第六十四条の七第三項及び第六十四条の八第四項において準用する場合を含む。）に規定する国土交通省令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 鉄道債券</p>

その他の債券

- 四 電信電話債券
- 五 中小企業債券
- 六 日本政策投資銀行債券
- 七 公営企業債券
- 八 都市再生債券
- 九 東日本高速道路株式会社社債券
- 十 中日本高速道路株式会社社債券
- 十一 西日本高速道路株式会社社債券
- 十二 日本高速道路保有・債務返済機構債券
- 十三 鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券
- 十四 首都高速道路株式会社社債券
- 十五 水資源債券
- 十六 阪神高速道路株式会社社債券
- 十七 石油資源開発債券
- 十八 成田国際空港株式会社社債券
- 十九 本州四国連絡高速道路株式会社社債券
- 二十 中小企業基盤整備債券
- 二十一 電源開発株式会社社債券
- 二十二 日本航空株式会社社債券
- 二十三 日本航空機製造株式会社社債券
- 二十四 東北開発債券
- 二十五 放送債券
- 二十六 交通債券
- 二十七 商工債券
- 二十八 農林債券
- 二十九 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第八  
条に規定する債券
- 三十 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律  
第八十六号）第十七条の二第一項（同法第二十四条第一項第七  
号において準用する場合を含む。）に規定する債券

三十一 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第七号）附則第六十九條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第六十八條の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第十七條の二第一項に規定する債券

三十二 信金中央金庫債券

三十三 前各号に掲げるもののほか、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）による担保付社債券及び法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券（自己の社債券及び会社法による特別清算開始の命令を受け、特別清算終結の決定の確定がない会社、破産法（平成十六年法律第七十五号）による破産手続開始の決定を受け、破産手続終結の決定若しくは破産手続廃止の決定の確定がない会社、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）による再生手続開始の決定を受け、再生計画認可の決定の確定がない会社又は会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）による更生手続開始の決定を受け、更生手続終結の決定若しくは更生手続廃止の決定の確定がない会社が発行した社債券を除く。）

（瑕疵担保責任の履行に関する措置）

第十六條の四の二 法第三十五條第一項第十三号の国土交通省令で定める措置は、次のいずれかに掲げるものとする。

一 三 （略）

四 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十一條第一項に規定する住宅販売瑕疵担保保証金の供託

（帳簿の記載事項等）

第十八條 法第四十九條に規定する国土交通省令で定める事項は、

（帳簿の記載事項等）

第十八條 法第四十九條に規定する国土交通省令で定める事項は、

次のとおりとする。

一〇七 (略)

八 宅地建物取引業者が自ら売主となる新築住宅（住宅の品質確保の促進等に関する法律第二条第二項に規定する新築住宅をいう。以下この条において同じ。）の場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該新築住宅を引き渡した年月日

ロ 当該新築住宅の床面積

ハ 当該新築住宅が特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十五号）第六条第一項の販売新築住宅であるときは、同項の書面に記載された二以上の宅地建物取引業者それぞれの販売瑕疵負担割合（同項に規定する販売瑕疵負担割合をいう。以下この号において同じ。）の合計に対する当該宅地建物取引業者の販売瑕疵負担割合の割合

ニ 当該新築住宅について、住宅瑕疵担保責任保険法人（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人をいう。）と住宅販売瑕疵担保責任保険契約（同法第二条第六項に規定する住宅販売瑕疵担保責任保険契約をいう。）を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を買主に交付しているときは、当該住宅瑕疵担保責任保険法人の名称

九 (略)

2 (略)

3 宅地建物取引業者は、法第四十九条に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖後五年間（当該宅地建物取引業者が自ら売主となる新築住宅に係るものにあつては、十年間）当該帳簿を保存しなければならない。

次のとおりとする。

一〇七 (略)

八 (略)

2 (略)

3 宅地建物取引業者は、法第四十九条に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖後五年間当該帳簿を保存しなければならない。